

# 定 款

特定非営利活動法人かみじまの風

2024年3月改正

# 特定非営利活動法人かみじまの風定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人かみじまの風(以下「本会」という。)と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を広島県豊田郡大崎上島町中野1834番地におく。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、大崎上島をこよなく愛し、島づくりに熱い心を持った人により、大崎上島すべての島民に対して、夢のある未来と喜びに満ちた日常を創造し、生活、福祉、産業、教育、環境、交流、定住、観光、文化等に関する事業を行い、島づくり・まちづくりに寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動
- (11) 情報化社会の発展を図る活動
- (12) 経済活動の活性化を図る活動
- (13) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (14) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の

## 活動

### (事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 高齢者・障がい者(児)のための生活、文化、生産活動等の支援事業
- ② 地域ボランティア活動する人との連携・支援事業
- ③ 海浜清掃・山林を保全するための活動支援事業
- ④ 観光事業に関する支援
- ⑤ 島内で行う婚活イベントの運営と支援
- ⑥ 農産物、農産加工品、特産物の販売事業
- ⑦ 島内への移住定住・希望者へのサポート協力支援事業
- ⑧ 企業誘致のためのサテライトオフィス事業等の支援
- ⑨ その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

### (種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体とする。
- (2) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し活動に協力する個人及び団体とする。

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 15人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、本会を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問及び参与)

第20条 本会に顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、重要な事項について、代表理事の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

(職員)

第21条 本会に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

## 第5章 総 会

(種別)

第22条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があつたものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)



第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつて

は、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第40条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の管理)

第41条 本会の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業計画及び予算)

第43条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 本会が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 本会の公告は、本会の主たる事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本会の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑 則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、本会成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、別表に掲げるとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、本会成立の日から平成18年12月31日までとする。
- 3 本会の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、本会成立の日から平成17年12月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額と

する。

(1) 正会員 (個人)	入会金 5,000円	年会費 12,000円
(2) 正会員 (団体)	入会金10,000円	年会費 24,000円
(3) 賛助会員 (個人)	入会金 3,000円	年会費 6,000円
(4) 賛助会員 (団体)	入会金 5,000円	年会費 12,000円

別 表 設立当初の役員

役 職 名	氏 名
代表 理 事	松 浦 二 郎
副代表 理 事	松 島 勇 雄
理 事	円 山 忠 信
同	岡 本 悦 生
同	尾 尻 幾 也
同	小 林 弘 晁
同	佐々木 豊 美
同	辰 田 早 智 子
同	中 原 伸 悟
同	長谷川 尚 道
同	藤 原 弘 三
同	松 浦 真 英
同	元 <del>樋</del> 光 伸
同	横 本 正 樹
同	吉 田 俊 一
監 事	岡 田 泰
同	矢 田 充 男

令和6年度 事業計画

令和6年4月1日より令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人かみじまの風

1 事業実施の方針

収入の確保に努めるとともに、経営改善のための事務所及び事業の見直しを図っていく。  
また、地域住民に開かれた活動を行い、かみじまの風の認知度を上げる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従業者数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の支払見込額
①高齢者・障がい者（児）のための生活、文化、生産活動等の支援事業	町内バスの利用促進業務。高齢者サロン等を中心に乗り方等について講習、体験乗車案内。アプリ使い方教室の開催	令和7年1月～令和7年3月	町内	2名	50人	100千円
	過疎地ライドシェア調査事業	令和6年4月～令和7年3月	町内	6名	30人	100千円
②地域ボランティア活動する人との連携・支援事業	大崎ライオンズクラブの事務業務委託	令和6年4月～令和7年3月	町内	2名	20人	300千円
③海浜清掃・山林を保全するための活動支援事業	野賀海水浴場の管理・清掃を実施。海水浴監視業務及びトイレ清掃並びに年4回の環境美化活動を実施。	令和6年4月～令和7年3月	野賀海水浴場	監視員延べ76名。 トイレ清掃延べ24名。海岸清掃360名	海水浴客2,500人。	1,140千円
④観光事業に関する支援	山の日「神峰山」に因んだイベント及び俳句作品募集実施	令和6年8月11日	開発センター	7名	50人	30千円
	島歩き体験ツアーの開催	令和6年4月～令和7年3月	町内	4名	20人	20千円
⑤島内で行う婚活イベントの運営と支援	男女各20人規模の婚活	令和6年11月	アクアームマリンスクイ	4名	40人	100千円

⑥農産物、農産加工品、特産物の販売事業	野菜の朝市	令和6年4月～令和7年3月	事務所横	2名	延べ1,500人	0千円
⑦島内への移住定住・希望者へのサポート協力支援事業	大串教育・交流施設管理業務	令和6年4月～令和7年3月	大串教育・交流施設	2名	延べ100人	200千円
	空き家対策事業	令和6年4月～令和7年3月	町内	3名	10人	200千円
⑧企業誘致のためのサテライトオフィス事業等の支援	企業(起業)誘致のためのお試しサテライトオフィス見学ツアー案内及びオフィス設置の支援。	令和6年4月～令和7年3月	町内	2名	12社	200千円

令和7年度 事業計画

令和7年4月1日より令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人かみじまの風

1 事業実施の方針

人口減少により課題が表面化する状況下で利便性を維持することで、島民が豊かな生活を送れるよう支援する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従業者数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の支払見込額
①高齢者・障がい者（児）のための生活、文化、生産活動等の支援事業	町内バスの利用促進業務。高齢者サロン等を中心に乗り方等について講習、体験乗車案内。アプリ使い方教室の開催	令和8年1月～令和8年3月	町内	2名	50人	200千円
	過疎地ライドシェア実証事業	令和7年4月～令和8年3月	町内	6名	50人	200千円
②地域ボランティア活動する人との連携・支援事業	大崎ライオンズクラブの事務業務委託	令和7年4月～令和8年3月	町内	2名	20人	300千円
③海浜清掃・山林を保全するための活動支援事業	野賀海水浴場の管理・清掃を実施。海水浴監視業務及びトイレ清掃並びに年4回の環境美化活動を実施。	令和7年4月～令和8年3月	野賀海水浴場	監視員延べ76名。トイレ清掃延べ24名。海岸清掃360名	海水浴客2,500人。	1,140千円
④観光事業に関する支援	山の日「神峰山」に因んだイベント及び俳句作品募集実施	令和7年8月11日	開発センター	7名	50人	30千円
	地域遺産認定事業	令和7年4月～令和8年3月	町内	4名	4人	200千円
⑤島内で行う婚活イベントの運営と支援	男女各20人規模の婚活	令和7年11月	アquareムマリンカイ	4名	40人	200千円



⑥農産物、農産加工品、特産物の販売事業	野菜の朝市	令和7年4月～令和8年3月	事務所横	2名	延べ1,500人	0千円
⑦島内への移住定住・希望者へのサポート協力支援事業	大串教育・交流施設管理業務	令和7年4月～令和8年3月	大串教育・交流施設	2名	延べ100人	200千円
	空き家対策事業	令和7年4月～令和8年3月	町内	5名	10人	400千円
⑧企業誘致のためのサテライトオフィス事業等の支援	企業(起業)誘致のためのお試しサテライトオフィス見学ツアー案内及びオフィス設置の支援。	令和7年4月～令和8年3月	町内	2名	12社	300千円

令和6年度 活動予算書  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで  
特定非営利活動法人 かみじまの風

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	162,000	
賛助会員受取会費		
2. 受取寄附金		
受取寄附金	500,000	
施設等受入評価益		
3. 受取助成金等	6,084,000	
受取民間助成金		
4. 事業収益		
事業収益		
事業収益		
5. その他収益		
受取利息	5	
雑収益		
経常収益計		6,746,005
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	800,000	
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	800,000	
(2) その他経費		
会議費	20,000	
旅費交通費	250,000	
施設等評価費用		
減価償却費		
支払利息		
その他経費	1,320,000	
その他経費計	1,590,000	
事業費計		2,390,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当	2,060,000	
法定福利費	470,000	
退職給付費用		
福利厚生費	50,000	
人件費計	2,580,000	
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費	20,000	
減価償却費		
支払利息		
その他経費	1,185,000	
その他経費計	1,205,000	
管理費計		3,785,000
経常費用計		6,175,000
当期経常増減額		571,005
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計		
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計		
当期正味財産増減額		571,005
前期繰越正味財産額		425,000
次期繰越正味財産額		996,005

令和7年度 活動予算書  
 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで  
 特定非営利活動法人 かみじまの風  
 (単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	162,000		
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金	500,000		
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等	6,980,000		
受取民間助成金			
4. 事業収益			
事業収益			
事業収益			
5. その他収益			
受取利息	5		
雑収益			
経常収益計			7,642,005
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,000,000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	1,000,000		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	250,000		
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
その他経費	1,900,000		
その他経費計	2,170,000		
事業費計		3,170,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	2,200,000		
法定福利費	500,000		
退職給付費用			
福利厚生費	100,000		
人件費計	2,800,000		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	20,000		
減価償却費			
支払利息			
その他経費	1,000,000		
その他経費計	1,020,000		
管理費計		3,820,000	
経常費用計			6,990,000
当期経常増減額			652,005
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			652,005
前期繰越正味財産額			996,005
次期繰越正味財産額			1,648,010